

第 3 章 区政推進 のために



令和7年度すみだ子どもPR大使任命式

第1節 広報広聴

1 はじめに

広報広聴活動は、多様な主体と区との協働による区政を推進するうえで、より重要性を増している。

持続可能なまちづくりの前提としては、開かれた区政をめざし積極的に地域住民に情報提供を行うとともに、区民の意向を的確に捉えて、施策に反映させることが大切である。さらに、広報広聴活動が効果的に機能することによって地域住民との信頼関係が一層高まっていくものである。

広報広聴活動のうち、重点的・総合的な内容のものについては企画経営室で、個別的・専門的で事業の執行に必要なものについては関係する部課で独自に行っている。

また、対外的にも区内官公署、近隣区、都などとの連絡会議により、絶えず情報の交換を行っている。

2 シティプロモーション戦略プランによる持続的なシビックプライドの醸成

区では、基本計画に掲げる“すみだの夢”実現を加速させるため、平成28年3月から、「人 つながる 墨田区」をブランドメッセージとして、シティプロモーションを展開している。

令和3年度（コロナ禍で1年延長）に、「墨田区広報広聴戦略プラン」の取組期間が終了したことに伴い、新たに「墨田区シティプロモーション戦略プラン」を策定した。

計画期間を令和4年度から令和7年度までとし、区民の地域に対する愛着と誇り（シビックプライド）を高めることを目的に、「まちの魅力の伝え合いの好循環の創出」と「区職員の広報マインドの向上、スタッフプライドの醸成等」を基本方針としている。

3 広報活動

① 刊行物による広報

墨田区のお知らせ「すみだ」（毎月3回発行）

区の主要施策の解説や事業内容等の情報提供を主な内容とし、新聞折り込みのほか、主な区立施設や区内の駅、一部の信用金庫・公衆浴場・医療機関・郵

便局・スーパーマーケット・コンビニエンスストア等で配布している。また、新聞を購読していない区民を対象に、希望者への戸別配付を行っている。墨田区のお知らせ「すみだ」に掲載した情報は、区ホームページに掲載しているほか、自治体の広報紙を配信する民間企業のアプリ等も活用し、閲覧機会の拡大を図っている。

なお、視覚に障害のある方には希望により、点字版や録音版を作成し、送付している。

墨田区勢概要（毎年発行）

現在の墨田区の“区勢”を表すことを目的として、区政全般にわたって現状や将来展望を、統計を中心に記述・記録し、区内の関係事業所等に配布しているほか、希望者に有償で頒布している。

すみだ 暮らしのガイド

日常生活に必要な区の窓口や事務手続、区内のエリア情報等を紹介している。

すみだガイドマップ

区の施設、官公署、バス路線、避難場所などを分かりやすく示した地図で、あわせて主要施設の所在地・連絡先、季節ごとの行事なども紹介する資料として発行している。

② 映像・音声による広報

ケーブルテレビの活用

区政に対する理解と協力を得るためコミュニティチャンネル（J:COMすみだ）を通して、平成7年度から区民に区政情報の提供を行っている。「ウィークリーすみだ」と題した1回15分の番組を1日4回、週替わりで放映している。

区政情報番組等のDVDの貸出し、動画配信

区の主要施策や事業内容等の紹介を主な内容として制作した区政情報番組「ウィークリーすみだ」のDVDの貸出しを行っているほか、平成28年度から区公式ユーチューブチャンネルで「ウィークリーすみだ」の動画を配信している。また、令和2年度から、区公式ユーチューブ番組「すみだまちかど放送局」を配信している。

③ 情報提供活動（パブリシティ）

新聞やテレビ等のマスコミに対し、区政の動きや、まちの話題を情報提供するとともに、必要に応じて記者発表などを行っている。

④ 庁内に対する広報

職員報「ひろば」を毎月、庁内イントラネットで配信している。

⑤ 公式ホームページによる情報提供

区政全般の情報や、イベント・観光に関する情報などを提供するとともに、区民の意見等を聴取している。また、スマートフォン端末にも対応している。

(ホームページアドレス <https://www.city.sumida.lg.jp/>)

⑥ 公式SNS（エックス・フェイスブック・ラインなど）による情報提供

新たな情報発信ツールとして平成23年12月15日に区公式ツイッター（現エックス）、平成27年10月に区公式フェイスブック、平成28年9月に区公式インスタグラム、令和5年7月に区公式ラインを開設し、防災、防犯、観光、イベントなど、区政に関する情報を発信している。また、令和2年12月に、危機事象の情報発信に特化した、墨田区危機管理ツイッター（現エックス）を開設した。

⑦ 印刷物等へ広告掲載

区が発行する「墨田区のお知らせ」をはじめとする印刷物等へ可能な限り、広告スペースや広告ページを設け、広告掲載を行っているほか、ホームページへのバナー広告の掲載も行っている。

4 広聴活動

中学生区議会

将来の墨田区を担う中学生たちに議会制度を体験してもらうことにより、郷土に対する愛着、関心を深めてもらうとともに、区政への提案・意見等を聴取し、区政の充実・発展、豊かなまちづくりの実現に向けての参考とするために実施している。

区長への手紙

区政に対する意見・要望などを広く求めるため、主な区立施設に常備している。また、電話やファクシミリ、ホームページでも意見・要望を受け付けている。寄せられた手紙には、即時対応するとともに、施策形成に反映させることとしている。さらに、よく寄せられる意見・要望はホームページでその概要を公開している。

住民意識調査

区政の各分野における区民の意向・要望等を把握し、今後の施策に反映させるため、無作為に抽出した区民3,000人に対して隔年で実施している。また、区政に対する自由意見欄を設け、寄せられた意見を区政運営の参考としている。

その他

区長宛ての請願・陳情等の対応を行っている。

5 区民と区とのコミュニケーションの推進

区では、区民と直接情報交換のできる場を設け、より確かな信頼関係を築いていくために、平成9年5月から「コミュニティライン」制度をスタートした。

この制度のもと、区は、区内に170ある町会・自治会を10の地域ブロックに分け、年2回程度の懇談会を開催している。各ブロックには、ブロック長として部長級職員を、ブロック内の幾つかの町会・自治会を担当する地域担当員として課長級職員を割り当て、区民と区政についての意見交換などを行っている。また、町会・自治会の求めに応じて地域の会議や行事などにも出席している。

さらに、区政全般にわたる相互理解をめざして、区内の様々な団体ともよりよいコミュニケーションづくりを進めている。

6 区民相談室

区では、すみだ区民相談室を区役所庁舎1階に設置し、次の相談業務を行っている。

区民相談

区民の日常生活の一般的な相談に応じている。

法律相談

動産・不動産などの財産関係、金銭の貸借関係、親族関係など生活上の種々の法律問題について弁護士が相談に応じている。

外国人相談

外国人を対象に、中国語・英語による相談に応じている。

また、国の行政機関等により次の相談業務が行われている。

人権相談

国民の基本的な人権を守り、人権尊重思想の普及・高揚を図るため、法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、人権に関する相談に応じている。

行政相談

住宅、道路、下水道、税金など行政庁の仕事内容についての疑問、不満などについて、総務大臣から委嘱された行政相談委員が相談に応じている。

更生保護相談

法務省東京保護観察所により、更生保護、いじめ、非行問題などの相談に応じている。

くらしと事業の手続相談

東京都行政書士会墨田支部により、許認可申請、ビザ申請、遺言・相続、離

第3章 区政推進のために

婚などの書類作成に関する相談などに応じている。

不動産一般相談

東京都宅地建物取引業協会第3ブロックにより、不動産取引一般に関する相談に応じている。

税務相談

東京税理士会本所・向島支部により、税金に関する相談に応じている。

法律（登記等）相談

東京司法書士会墨田・江東支部により、不動産や会社の登記、成年後見などに関する相談に応じている。

年金・労務相談

東京都社会保険労務士会墨田支部により、各種年金、労務管理等に関する相談に応じている。

交通事故相談

東京都交通安全協会による墨田交通事故相談所が設けられ、交通事故の賠償問題や事故後の更生について、弁護士、相談員が相談に応じている。

区民相談取扱状況

（令和6年度）

土地・建物	相 続	家族・家庭	年金・労 務	金 銭	税 金	近隣・環境	その他	計
656件	842件	549件	204件	380件	469件	234件	1,031件	4,365件

法律・人権相談取扱状況

（令和6年度）

土地・建物	借地・借 家	金 銭	サラ金・クレジット	相 続	結婚・離婚	親子・家族	戸 籍	労 働
56件	159件	106件	17件	238件	109件	44件	0件	26件

相 隣	損 害 賠 償	商事・ 会 社	刑 事	環 境	人 権	その他	計
45件	75件	16件	13件	0件	1件	66件	971件

外国人相談状況

(令和 6 年度)

中国語	英 語	計
28件	7件	35件

その他専門相談取扱状況

(令和 6 年度)

行政相談	更生保護 相 談	くらしと事業の 手 続 相 談	不 動 産 一 般 相 談	税 務 相 談	法 律 (登 記 等) 相 談	年 金 ・ 労 務 相 談	交 通 事 故 相 談
1件	38件	308件	126件	111件	304件	104件	393件

法律相談員（弁護士）
(令和 7.4.1 現在)

氏 名
阿 部 博 道
木ノ内 建 造
安 藤 朝 規
武 山 信 良
高 柳 一 誠
中 村 悦 子
三 宅 裕
新 井 弘 治
中 野 剛 史
岡 田 卓 巳
清 水 純 子
高 木 一 昌

行政相談委員
(令和 7.4.1 現在)

氏 名
須 貝 利喜夫
鈴 木 清 子
町 妙 子
宮 園 英 一

第2節 情報公開制度

1 はじめに

本区では、「区が区政に関し区民に説明する責務を全うし、一層開かれた区政の実現を図り、区政に対する区民の理解と信頼を深め、もって地方自治の本旨に即した区政を推進すること」を目的として、平成13年4月から情報公開制度を実施している。この制度は、昭和61年から実施している公文書公開制度をより利用しやすい制度とするため、条例を全面改正したもので、請求があった場合には、原則として公文書等の区政情報を公開するとともに、区の情報を積極的に提供していくものである。

2 情報公開制度の主な内容

公開を請求することができる者

何人も区政情報の公開を請求することができる。

請求の対象となる区政情報

区の職員が職務上作成又は取得し、組織的に用いるものとして保有している情報（文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録）

公開することができない区政情報

- ① 法令等の規定により公開することができない情報
- ② 個人に関する情報
- ③ 法人等の事業活動に関する情報
- ④ 公にすることにより、犯罪の予防等に支障が生じるおそれがある情報
- ⑤ 審議・検討等に関する情報
- ⑥ 公にすることにより、区政運営に支障を及ぼすと認められる情報
- ⑦ 公開しないとの条件で第三者から任意に提供された情報

運営審議会の設置

制度が適正かつ円滑に運営されるように、区に対して意見を述べる機関として、学識経験者で構成される墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を設置している。

費用負担

区政情報の閲覧は無料とし、写しの交付に要する費用は請求者の負担とする。

救済制度

区政情報の公開請求に対する決定について、行政不服審査法の規定に基づく

審査請求があったときは、区は墨田区行政不服審査会に諮問して意見を聴き、その意見を尊重して当該審査請求についての裁決をしなければならない。

情報公表・情報提供

区政に関する正確で分かりやすい情報を迅速に得られるよう、区が保有する情報を積極的に提供するとともに、公開請求を待つことなく区政情報を公表する制度を設けている。

③ 公開請求の状況

公開請求及び処理状況

(令和6年度)

区 分		請求 件数	処 理 状 況					
			全部公開	部分公開	非公開	不存在	取下げ	却下
実施 機 関	区 長	354	293	43	6	19	19	0
	教 育 委 員 会	10	2	5	1	6	3	0
	選挙管理委員会	3	1	2	0	0	1	0
	監 査 委 員	1	0	0	0	1	0	0
	議 会	3	1	0	0	2	0	0
合 計		371	297	50	7	28	23	0
構成比 (%)			73.3%	12.3%	1.7%	6.9%	5.7%	0%

(単位：件)

1 件の請求に対して複数の決定をする場合があるため、請求件数と処理件数は、必ずしも一致しない。

④ 会議の公開制度

政策形成過程からの区民の区政への参画を促進し、区政運営の公正の確保と透明性の向上を図ることを目的として、審議会など区の附属機関等の会議の公開（傍聴）と、議事録の公表を平成14年4月から実施している。

第3節 個人情報保護制度

1 はじめに

情報化社会といわれる現代は、高度に発達した通信技術や情報処理技術が、様々な分野で人々に利便をもたらしている。しかし、その一方で、多くの個人情報本人の知らないところで収集され、利用されるようになり、私的な情報が公開されたり、誤って収集された情報の流通により経済的な損失を被るなどの事例が発生している。

このような情報化社会のひずみから自らを守るために、プライバシーの権利は、「私生活をみだりに公開されない権利」から「自己情報の流れをコントロールする権利」へと変わってきた。

こうした社会情勢を背景として、本区では、「墨田区個人情報保護条例」を平成2年に制定し、区が保有している個人情報について、区民がどのような自己情報があるかを知る権利や、誤った自己情報の訂正等を請求する権利を保障するとともに、個人情報を保護するために区が行うべき義務を定め、区民の基本的人権を守り、信頼される区政の実現を図ることに努めてきた。

令和3年に個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月からは同法の規定が区に直接適用されている。これに伴い、個人情報保護条例は廃止され、現在、区の個人情報保護制度は同法に基づき運用されている。

2 個人情報保護制度の主な内容

個人情報を取り扱う場合に区が守るルール

① 利用目的の明示

本人から直接書面(電磁的記録を含む。)により個人情報を取得するときは、その利用目的を明示することを原則とする。

② 個人情報ファイル簿の作成・公表

事務の目的を達成するために、個人情報を検索することができるように体系的に構成したファイルを個人情報ファイルとし、そのうち本人の数が1,000人以上のファイルについて、利用目的、記録項目、収集方法等を記載した帳簿(個人情報ファイル簿)を作成し、公表する。

③ 利用等の制限

個人情報は、法令に定めがあるなど一定の場合を除き、利用目的以外の目的のために利用してはならず、また、区以外の者に提供してはならない。

④ 適正な管理

個人情報記録されている媒体は、一定の場所に施錠の上保管し、外部に持ち出す場合には鍵付きケースへの格納を行うなど、安全管理のための必要な措置を講じるほか、不要となった個人情報は、復元不可能な方法によって消去等を行う。

また、個人情報を取り扱う業務を外部委託する場合には、個人情報を適切に管理することができる者を選定し、委託先における個人情報の管理体制等を書面で確認する。

自己を本人とする個人情報のコントロール権の保障

① 開示請求権

何人も、区が保有する自己を本人とする個人情報の開示（閲覧、写しの交付など）を請求することができる。

なお、開示に係る閲覧に要する費用は無料とし、写しの交付に要する費用は開示請求者の負担とする。

② 訂正請求権

何人も、区が保有する自己を本人とする個人情報の内容が事実でないと料するとき、その訂正を請求することができる。

③ 利用停止請求権

何人も、区が保有する自己を本人とする個人情報が法の規定によらず、利用目的以外の目的のために利用し、又は提供されていると思料するとき等は、その利用又は提供の停止等を請求することができる。

運営審議会の設置

制度が適正かつ円滑に運営されるように、区に対して意見を述べる機関として、学識経験者で構成される墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を設置している。

救済制度

開示請求等に対する決定について、行政不服審査法の規定に基づく審査請求があったときは、区は、墨田区行政不服審査会に諮問して当該審査請求についての裁決をしなければならない。

③ 制度運用の状況

個人情報ファイル簿の作成状況

(令和7年3月31日現在)

区 長	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	計
276	25	1	0	302

(単位：件)

利用目的以外の目的のための利用の状況

(令和6年度)

区 長	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	計
24	0	0	0	24

(単位：件)

利用目的以外の目的のための提供の状況

(令和6年度)

区 長	教育委員会	選挙管理委員会	監査委員	計
15,315	96	0	0	15,411

(単位：件)

保有個人情報の開示請求等の処理状況

(令和6年度)

区 分	請求 件数	処 理 状 況				
		開示 訂正又は利用停止	部分開示	不開示 不訂正又は利用不停止	不存在	取下げ
開 示	64	11	48	0	7	0
訂 正	0	0	0	0	0	0
利 用 停 止	0	0	0	0	0	0
合 計	64	11	48	0	7	0

(単位：件)

1件の請求に対して複数の決定をする場合があるため、請求件数と処理件数は、必ずしも一致しない。

第4節 行政手続の公正性と透明性の向上

1 はじめに

許可・認可などの申請に対する処分や営業停止・資格取消しなどの不利益処分の手続について、その審査や処理の基準を明確にするほか、行政指導のルールを策定し、行政手続をよりわかりやすいものとするために、行政手続法が平成6年10月1日に施行された。

同法は、地方公共団体が条例・規則に基づいて行う処分等については適用しないこととしているが、同時に、地方公共団体に対し、同法の趣旨を踏まえ、公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講じるよう求めている。

これを受けて、本区においても、平成7年第3回区議会定例会での議決を経て、平成8年1月1日から墨田区行政手続条例を施行した。

これにより、この行政手続に関するルールが墨田区が行う処分の全般にわたって、適用されることとなった。

また、平成27年3月に、墨田区行政手続条例を改正し、区の機関に対し事業者等が行政指導の中止等を求めることができる手続や、法令又は条例等に違反する事実を発見した場合にそれを是正するための処分又は行政指導を求めることができる手続などを定めた。

2 墨田区行政手続条例の主な内容

①申請に対する処分

- ・許可等をするかどうかを判断するための基準（審査基準）を具体的に設定し、あらかじめ窓口へ備え付ける。
- ・申請から処分までに必要な標準的な期間を定めるよう努めるとともに、あらかじめ窓口へ備え付ける。
- ・申請があったときは、遅滞なく審査を開始する。
- ・申請を拒否する場合は、同時に理由を示す。
- ・申請がどのような処理段階にあるかなど情報を提供する。

②不利益処分

- ・どのような場合に不利益処分となるかなどの基準（処分基準）をできる限り具体的に設定するように努めるとともに、あらかじめ窓口へ備え付ける。
- ・不利益処分を行う場合には、同時にその理由を示す。

- ・許可の取消しなどを行う場合には、処分を受ける人や関係者の意見を聴く機会を保障するとともに、不利益処分を行うまでの間、区の調査結果等の資料を閲覧できるようにする。
- ・処分を受ける人に対し、あらかじめその内容を通知し、弁明書を提出する機会を保障する。

③行政指導

- ・行政指導を行う場合は、その機関が担当する事務の範囲を超えてはならず、相手の任意の協力を前提とすることを明らかにする。
- ・申請の取下げ又は内容変更を求める行政指導を行う場合は、相手が行政指導に従う意思がない旨を表明したときは、直ちに行政指導を止める。ただし、行政指導の目的が区民の安全の確保、災害の防止等公益上特に必要があるときは、行政指導を継続することができる。
- ・行政指導に従わない相手に対して不利益な取扱いをしたり、地位を利用して行政指導に従わせたりするようなことをしてはならない。
- ・行政指導を行う場合は、その趣旨、内容、責任者を明確にするとともに、求めがあればその内容を記載した書面を交付する。
- ・行政指導を行う場合に、行政指導に従わなければ許可を取り消す、申請が不許可になる、などと示す場合には、その許可の取消し等について、根拠となる法令又は条例等の条項や理由等を併せて示さなければならない。
- ・区の機関から法令又は条例等に違反する行為の是正を求める行政指導を受けた事業者等が、その行政指導が法律又は条例に違反していると考える場合には、行政指導の中止等を求めることができる。

④処分等の求め

- ・何人も、法令又は条例等に違反する事実を発見した場合に、それを是正するための処分や行政指導を求めることができる。

⑤届 出

- ・届出書の記載事項や添付書類など形式上の要件が整っていれば、書類を行政機関の事務所に提出することによって届出が完了する。

第5節 行財政改革の推進

1 これまでの行財政改革の取組み

これまでの行財政改革は、長引く景気低迷等の影響を受け財政状況が悪化していたため、財政体質の強化及び効果的・効率的な行財政の運営方法への改善等により、区民福祉の一層の向上を図ることを目的としていた。

この理念に基づき、事務事業の見直し等による経費削減、民間委託や指定管理者制度の有効活用等を進め、財政健全化並びに行政サービスの向上を図ってきたところである。

こうした取組みにより、一時期の深刻な財政危機を克服するなど、一定の成果を上げることができた。

2 新たな行財政改革の目指す方向

ウィズコロナの下で、緩やかに景気が持ち直されることが期待されるが、ウクライナ情勢等の影響による物価高騰等により、区民や事業者を取り巻く厳しい状況が依然として続くことが想定される。また、高齢化による社会保障関連経費の増加、小・中学校をはじめとした公共施設等の老朽化への対策や計画的な保全など、区が直面する行政課題へ対応していかなければならない。その上で、新しい価値観や社会潮流に乗り遅れることなく、墨田区基本計画に掲げる政策目標の実現や、さらなる区民サービスの向上を図っていくことが求められる。

そのためには、区の将来を見据えたさらなる改革が急務であることから、これまでの考え方や基本理念は継承しつつ、単なるコストカット的な思考にとどまらない、新しい「技術」を積極的に活用した、新たな視点や発想による未来志向の行財政改革に取り組むことが重要である。

3 墨田区行財政改革・行政情報化計画

(令和4年度(2022年度)～令和7年度(2025年度))

今般の計画では、これまでの「行財政改革実施計画」とICT(情報通信技術)の利活用による区民サービス向上と効率的な行政運営を目的とした「行政情報化推進計画」を一本化し、「墨田区行財政改革・行政情報化計画」として策定している。

今期においては、事務事業の再編・整理や内部管理事務の効率化等による効

果的・効率的な行政運営、公共施設マネジメント、未利用公有地等の区財産の有効活用、公の役割を見据えた行政サービスの最適化等による持続可能な行政基盤の確立、あらゆる行政課題に迅速かつ確実に対応するための職員力の向上など、SDGsの視点も踏まえつつ、長期的・経営的な視点を持った改革を押し進める。

さらに、大学の知見を活用し地域課題の解決を目指す大学連携の推進や、「全員参加による課題解決社会」の実現に向けた区民・事業者等との協治（ガバナンス）、ICT（情報通信技術）やデータを活用した区民サービスの向上と業務の効率化による行政情報化などの重要課題についても併せて取組を進める。

取組指針（改革の方向性）

(1) ポストコロナを見据えた行政資源の最適配分

ポストコロナにおける変容した社会の常識を的確に捉え、区民サービスの向上に繋がられるよう、行政が持つ限りある経営資源を転換・昇華し、必要な箇所へ適切に配分する、行政資源の最適配分を図る。

(2) 持続可能な行政運営に向けた業務の効率化

将来にわたり持続可能な区役所の実現に向けて、これまでの公務のあり方を抜本的に見直し、区政運営の屋台骨を支える職員の意欲・能力を最大限引き出すよう、ハード・ソフト両面から必要な環境整備を進める。

(3) 財政構造の適正化

基金が少なく起債が多い、歳入・歳出における特徴的な構成比割合など、本区ならではの財政構造の現状から、さらなる収入の確保や経常的な経費の見直しを図り、経営改善に取り組む。

改革の柱

取組項目

I スピード感を持った経営改善と区民に開かれた区政の推進

I-1 効果的・効率的な行政運営

- No.1 事務事業の再編・整理
- No.2 事務改革の推進
- No.3 入札制度の改革
- No.4 公会計制度の活用

I-2 区民目線・経営感覚の行政運営

- No.5 戦略的広報の展開
- No.6 地域力の向上
- No.7 大学連携の推進
- No.8 民間活力の活用

II 機動的な区政運営のための意識改革と環境の整備

II-1 コスト意識の醸成と能力開発

- No.9 職員力の向上
- No.10 多様な外部環境からの修得
- No.11モチベーションの向上

II-2 執行体制と働き方の適正化

- No.12 効率的・効果的な組織体制の整備
- No.13 適正な職員の定数管理
- No.14 働き方の適正化

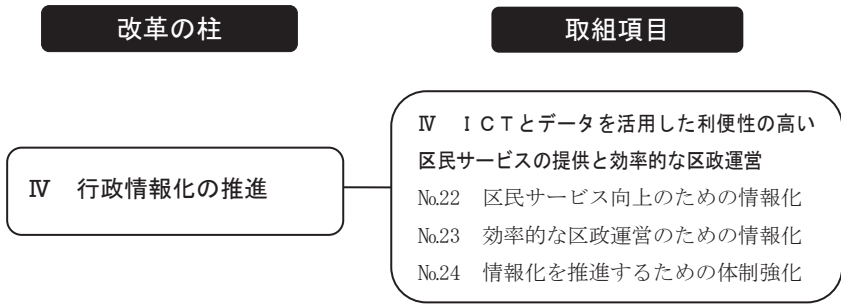
III 持続可能な行政基盤の確立

III-1 適正かつ持続可能な財産管理

- No.15 ファシリティマネジメントの推進
- No.16 外郭団体の経営改善
- No.17 公の役割を見据えた行政サービスの最適化

III-2 自主財源の確保と歳出の適正化

- No.18 区民税等徴収実績の維持・向上
- No.19 受益者負担の適正化
- No.20 収入の確保
- No.21 歳出の適正化



第6節 区政の情報化

1 はじめに

区では、昭和38年度に汎用コンピュータを導入して以来、行政運営の効率化を基本方針として基幹業務の情報処理化を進めており、適用業務の拡大と個別システムの統合化、記録情報から多角的総合利用へと電算化の範囲を順次広げてきている。

この間、昭和60年度には、住民記録システムなど窓口支援オンラインシステムの一部が運用を開始し、平成2年度には、新庁舎への移転を契機に庁内LANを構築し、財務情報システムをオンライン稼働させた。その後、阪神・淡路大震災の教訓をもとにコンピュータ室の耐震性強化を行ったほか、施設貸出システムなど適用業務の拡充を図りながら現在に至っている。

区では、平成13年度に策定した「墨田区行政情報化推進計画」に基づき、行政情報の電子化を進めるため、基盤となる庁内イントラネットを構築し、国と自治体を結ぶ総合行政ネットワーク（LGWAN）への接続を行った。また、平成15年度から16年度にかけて統合内部情報システムの導入を行い、内部事務の効率化を図るとともに、都と都内自治体で設立した「東京電子自治体共同運営協議会」で開発したインターネットによる電子申請・電子調達システムを導入し、行政手続の簡素化を進めた。平成17年度には、インターネットによる公共施設利用システムを稼働させ、平成21年度には電子納付も導入し、区民サービスの向上を進めるとともに、外部機関による情報セキュリティ監査を実施し、個人情報の保護に努めている。

また、汎用コンピュータによるシステムは、度重なる法令改正などにより改修を重ねたため、大規模化・複雑化し、保守・運用に高いコストと多くの労力がかかるようになったことから、サーバなどの小規模機器と標準的なパッケージソフトによるシステムやクラウドサービスを利用することにより、経費の縮減や効率化を図っている。

平成28年度には、墨田区最高情報統括責任者（CIO）補佐官兼墨田区最高情報セキュリティ責任者（CISO）補佐官を設置（令和5年度まで）、令和6年度からは、DX、情報セキュリティなど多岐にわたる対応が求められており、より幅広い専門知識を有する者からの支援、助言等が必要になってきたため、CIO・CISOを補佐する業務を委託し、行政情報化の推進体制の強化を図っている。

また、平成29年3月から、国の提示した『ネットワーク三層の構え』に基づき、区のネットワーク環境をマイナンバー利用事務系、LGWAN接続系、インターネット接続系の3つに分割し、高度なセキュリティ対策を施した環境として再構築した。

2 行政情報化

区では、平成13年10月に「墨田区行政情報化推進計画」を策定し、平成18年2月、23年9月及び27年3月の改定を経て、情報システムの基盤整備と内部事務の効率化によるコスト削減を進めるとともに、ICTの活用による区民サービスの向上に努めてきた。令和3年度に策定した現計画では、デジタル社会を見据え、デジタル技術を活用し、これまでの業務のやり方や行政サービスなどを変革していくデジタル・トランスフォーメーション（DX）の推進の礎とするとともに、ICTやデータを活用し、区民の利便性向上と業務改革の取組を徹底することにより、利用者中心のサービスを実現していく。

(1) 現計画期間

令和4（2022）年度から令和7（2025）年度まで

(2) 現計画の主な内容

指針1 区民サービス向上のための情報化

ICTを活用した情報発信の強化、手続等のオンライン化・デジタル化、デジタルデバйд対策、教育の情報化

指針2 効率的な区政運営のための情報化

ICTを活用した業務効率化、データを活用した区政運営、デジタル化に対応した職場環境の構築、情報システムの最適化

指針3 情報化を推進するための体制強化

職員のICTリテラシー向上、情報セキュリティの確保、情報化推進体制の強化

3 セキュリティ体制の確立

個人情報及び区政運営上重要な情報の漏えいを防止し、情報システムの安全かつ安定的な運用を図るため、情報セキュリティに関する「基本方針」、「対策基準（ガイドライン）」及び「実施手順（マニュアル）」を策定している。

また、平成17年度からは、「墨田区情報セキュリティ監査実施手順」に基づき外部機関による情報セキュリティ監査（外部監査）を実施している。さらに、平成26年度からは、区が保有している全システムを対象として、チェックリストによる自己点検（内部監査）を並行して実施している。

加えて、平成29年度からは、本区の情報セキュリティに関する統一的な窓口であるCSIRT（Computer Security Incident Response Team）の体制を構築し、運用している。

第7節 人権・同和問題

1 人権問題とは

21世紀は、「人権の世紀」といわれている。人権とは、すべての人が生まれながらにしてもっている、人間として尊ばれる固有の権利であり、日本国憲法においてもその基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として保障されている。しかし現在でも、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、外国人等に対する差別や、インターネット上の人権侵害など、さまざまな人権問題が存在している。また、国際化、情報化などの社会的変化に伴い、人権に関する新たな問題も生じてきている。

平成6年12月の国連総会において、平成7年から平成16年までの10年間に「人権教育のための国連10年」とする決議が採択され、すべての国々で、人権が普遍的文化となるように、より一層の取組を世界に呼びかけた。

こうした人権尊重の国際的な潮流のなか、区では、基本計画で「すべての人々が多様性を認め合い、人権を尊重する共生社会をつくる」を主な柱として、差別や偏見等の解消に区政のすべての分野で取り組み、一定の成果をあげてきた。しかし、今なお人権に関わるさまざまな課題があり、その解決に向けた取組が求められている。すべての人々の人権が守られる地域社会の実現をめざして、人権教育・人権啓発に関する諸施策を総合的・計画的に推進するために、今後の人権啓発推進の方針とそれに基づく基本的な施策の方向を明らかにするため、平成14年9月に「墨田区人権啓発基本計画」（平成23年4月改正）を策定した。

「墨田区人権啓発基本計画」は、令和3年度に、令和元年度に実施した「人権に関する区民意識調査」の結果と昨今の社会情勢の変化等を踏まえて、令和4年度から令和13年度までの計画改定を行った。

2 墨田区の人権施策

区においては、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画の課題などについて、人権に関する差別や偏見をなくすために、それぞれの担当部門で人権啓発・教育活動に取り組んでいる。平成13年4月1日には、同和对策課を人権・同和对策課に改組し、人権・同和問題にかかわる差別解消の調整的機能を担うことになった。平成20年4月1日には、人権・同和部門と男女共同参画部門を統合し、新たに人権同和・男女共同参画課に改組して、課としての機能拡大を図った。

令和6年11月組織改正により、人権啓発の拠点施設「墨田区社会福祉会館」と男女共同参画施策の拠点施設「すみだ共生社会推進センター」の更なる連携及び強化を図り、人権が尊重され多様性を認め合う地域づくりを推進するため、課を庁舎からすみだ共生社会推進センターの隣接に移転し、「すみだ人権同和・男女共同参画事務所」として新たに開設した。

施策としては、啓発冊子「人権感覚」の発行、広報紙「墨田区のお知らせ すみだ」や講演会などによる区民啓発、職員に対する研修を行うほか、教育施策としては、学校教育における人権尊重教育推進校をはじめとする人権教育、教職員研修などを進めている。

さらに、人権擁護委員による活動として、人権に関する各種講演会や人権相談、中学生人権作文コンテスト、小学生の子どもたちの人権メッセージ、花の栽培を通じて小学生の思いやりの心を育てる人権の花運動等を行っているほか、各種の人権推進施策を進めている。

また、平成17年4月に、人権ボランティア組織の「すみだ人権啓発センター」を東京人権擁護委員協議会（墨田地区人権擁護委員）と区が共同で設立した。

以降、東京人権擁護委員協議会（墨田地区人権擁護委員）・すみだ人権啓発センターが主催、墨田区・墨田区教育委員会が共催で、人権講演会及び人権作文発表会を実施する等、さまざまな人権啓発活動に取り組み、普及啓発を図っている。

性別等にかかわらず、全ての人が人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重するための支援事業として「墨田区パートナーシップ宣誓制度」を令和5年4月から開始した。

③ 墨田区の人権問題解決のための取組

同和問題は、社会的に形成された人々の意識に起因する差別が、今もなおさまざまなかたちで現れている重大な社会問題である。基本的人権の尊重を明らかにした日本国憲法の下でも、被差別部落の出身という理由でさまざまな差別を受け、基本的人権を侵害される事態が起きている。これが同和問題であり、部落問題、部落差別などとも呼ばれる。昭和40年の「同和対策審議会答申」において、同和問題が憲法で保障する基本的人権にかかわる問題であること、早急に解決することが国の責務であり、同時に国民的課題であることが明らかにされている。

この問題を解決するため墨田区では、同和問題の解決を区政における重要施策として位置付け、「同和対策審議会答申」や「地域改善対策協議会意見具申」

の精神、同和対策に係る特別立法の趣旨に沿って推進を図ってきた。昭和46年2月に「墨田区同和対策本部」を、昭和47年4月には「墨田区同和対策協議会」を設置し、昭和49年9月に社会福祉会館を開設、さらには昭和50年4月に同和対策室を新設し、その後、平成10年4月同和対策課、平成13年4月人権・同和対策課、平成20年4月人権同和・男女共同参画課、令和6年11月すみだ人権同和・男女共同参画事務所と再編し同和問題を解決するため、区の実態に即した啓発活動などのさまざまな施策を実施してきた。さらに、住みやすいまちづくりの実現に向けて、地元との協力により実施してきた「環境改善事業」は計画が終了し、道路・公園などの整備が進み、地域の生活環境は大幅に改善されている。

国民的課題としての同和問題の解決を図るためには、区民一人ひとりが、この問題を正しく理解する必要がある。墨田区においては、区独自の歴史的・社会的な諸課題や今なお残る差別事象に鑑み、平成28年12月、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことを踏まえ、さらに「墨田区人権啓発基本計画」に基づき、人権教育・人権啓発活動等に積極的に取り組んでいく。

「墨田区人権啓発基本計画」における課題解決に向けた取組

ア 啓発・教育	さまざまな人権問題に関する講演会や研修等を行い、人権に関する正しい知識の習得を促し、人権意識の高揚を図ります。区報や啓発冊子の作成など従来の周知方法に加え、SNSなどのさまざまな媒体を積極的に活用し、啓発を行います。 また、人権尊重の理念を広く社会に定着させ、さまざまな人権課題に関わる差別や偏見をなくすため、学校教育及び社会教育を通じて人権教育を推進していきます。
イ 相談・支援	人権が侵害された人や侵害されるおそれのある人を、いち早く専門的な相談窓口につなげることで、適切な支援を受けることができるよう、各種相談窓口のより一層の周知を図ります。 また、区民のニーズに対応できるようにさまざまな相談窓口の設置、人権救済を行っている法務省等の関係機関との連携に努めます。
ウ 関係機関との連携・協働	近年のインターネットによる人権侵害に代表される、広域的な対応が必要となる人権課題の解決に向けて、国や東京都との適切な役割分担の下、連携して対応します。 また、国や都に限らず、企業やNPO法人、人権擁護委員などの関係機関と協力し、人権啓発活動を行います。

第3章 区政推進のために

エ 推進体制	人権啓発や人権問題の解決を促進するため、推進体制の整備に努めます。 また、各分野で設置されている連絡会や委員会において、人権啓発の情報提供や共有など連携を行います。
--------	--

第8節 男女共同参画の推進

1 男女共同参画社会の実現をめざして

国連は、昭和 50(1975)年を国際婦人年に設定して以来、計 4 回の世界女性会議を開催し、ジェンダー平等の達成や女性のエンパワーメントを重要課題として採り上げてきた。また、平成 27(2015)年には、国際目標としての持続可能な開発目標 (SDGs) を掲げた「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を採択した。この SDGs の 17 の目標のうちの 1 つは、ジェンダー平等の実現である。また、同アジェンダの前文で「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを達成することを目指す」ことをうたっている。

我が国では、法律で定められた個人の尊重 (第 13 条) や法の下での平等 (第 14 条) に基づき、国際社会の取組とも連動しつつ、男女平等の実現に向けた様々な取組が進められてきた。

少子高齢化の進展や、家族及び雇用に関する形態の多様化など、社会経済情勢の変化に対応していくため、性別にとらわれることなく、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指し、平成 11 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」が制定された。同法では、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進のための施策を推進することが重要であるとしている。同法制定の時期から、女性のみに焦点をあてるのではなく、男女の不平等な関係や性別役割分業、女性を従属的・不利な立場にしている社会的制度・慣行・構造を変革していくべきだとする考え方が提唱され、あらゆる政策決定過程で男女にどのような異なる影響があるかに視点を置くことが強調されるようになった。

また、配偶者等からの暴力の被害者は、多くの場合女性であることから、人権擁護と男女平等の実現を目指し、平成 13 年 10 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が施行され、平成 25 年 7 月に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と名称変更と内容の一部が改正された。

平成 28 年 4 月には、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進するため、「男女共同参画社会基本法」の基本理念に則り、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 (女性活躍推進法)」が完全施行された。これにより、男女共に職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となること

を目指している。

SDGsの国内の取組としては、「SDGs実施指針」を平成28年12月に決定した。同指針において、日本の「SDGsモデル」の確立に向けた取組の8つの柱の一つに「あらゆる人々が活躍する社会・ジェンダー平等の実現」を掲げている。

2 墨田区の男女共同参画推進への取組

墨田区では昭和58年に区民を中心とした「墨田区婦人問題を考える会」を設置し、昭和61年に同会から「墨田区における婦人問題を解決するために」と題する提言を受け、同会を改組して「墨田区婦人問題対策協議会」を発足した。

区では同協議会の提言に基づき、昭和62年8月婦人問題対策推進本部を設置し、平成元年3月に女性問題の解決を図るために、区の考え方・役割を明らかにし、政策を総合的に推進するため「婦人問題解決のための基本指針」を策定した。この指針に基づき平成2年に女性の学習・交流・活動の場として「すみだ女性センター」を開設した。

平成5（1993）年には「21世紀へ向けた女性問題を解決するための墨田区行動計画」を策定し、平成11（1999）年には「墨田区男女平等推進プラン」を策定した。同年成立した「男女共同参画基本法」を受け、以降5年ごとに、「墨田区男女共同参画推進プラン」として、区民や事業所を対象とした調査結果等に基づき改定の検討を行っている。

なお、基本法の制定に伴い、平成13年からは、「女性問題」を「男女共同参画」に統一して取組をスタートさせた。平成18年4月には、「墨田区女性と男性の共同参画基本条例」を施行し、男女共同参画の推進としてジェンダー平等に取り組んできた。さらに、同年10月からは墨田区男女共同参画苦情調整委員会を設置した。

また、平成28年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく「墨田区女性活躍推進協議会」を設置し、女性の活躍推進を図っている。

令和2年からの新型コロナウイルス感染症の拡大は、全ての人の生活に影響を及ぼしたが、女性や脆弱な状況にある人々がより深刻な影響を受けた。これは、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の家庭責任が女性・女兒に集中しがちであること、非正規雇用の女性がより職を失いやすいこと、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が増加することといったジェンダーに起因する諸課題が一層顕在化したといえる。したがって、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることの

重要性を再認識し、非常時に、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないよう啓発している。

社会情勢の変化を踏まえ、区民からの要望や墨田区男女共同参画推進委員会がとりまとめた答申を基に、さらなる男女共同参画と多様な性の尊重を推進するため、条例を改正し、令和5年4月に「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」として施行した。これにより、条例上の「男女共同参画」の概念は、性の多様性を包摂するものに拡大され、苦情調整委員会における取扱い事項も、男女間のみに限定せず、性別等に起因するドメスティック・バイオレンスやセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為などに拡大した。

また、令和6年4月に男女共同参画を推進する拠点施設である「すみだ女性センター」の名称を「すみだ共生社会推進センター（愛称名）すみなか」に変更した。

今後も継続して、ジェンダー平等の視点に立った区政の推進をめざしていく。

③ すみだ共生社会推進センター

すみだ共生社会推進センター（旧女性センター）は、平成2年7月に女性が創造的な地域社会を切り開くための活動や交流、情報提供等を行い、男女平等を推進する拠点施設としてオープンした。

令和5年4月の「墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例」施行を受け、令和6年4月に多様な性の尊重を含めた男女共同参画を積極的に推進するための拠点施設として、施設名称をすみだ共生社会推進センターに変更し、①講演・講座や研修の実施、②図書・資料の収集および提供、③相談、④交流や諸活動の推進、援助等の事業を行うとともに、ホール、会議室の貸出しも行っている。

施設のあらまし

所 在 地	墨田区押上2-12-7-111 セトル中之郷内
電 話	5608-1771 FAX 5608-1770
規 模	鉄骨鉄筋コンクリート地下1階地上3階建 1443.16㎡
開館時間	平日・土曜 午前9時～午後9時 日曜・祝日 午前9時～午後5時
休 館 日	年末年始

施設の使用料

(利用者区分：区内)

室 名	面 積	定 員	午 前 9：00～ 12：00	午 後 13：00～ 16：30	夜 間 17：30～ 21：00	全 日 9：00～ 21：00
ホ ー ル	198㎡	165人	5,000円	5,900円	5,900円	16,800円
第1会議室	50㎡	16	2,200	2,400	2,400	7,000
第2会議室	90㎡	36	2,200	2,400	2,400	7,000
第3会議室	78㎡	24	2,200	2,400	2,400	7,000
和 室	10畳	12	2,200	2,400	2,400	7,000

(利用者区分：区外)

室 名	面 積	定 員	午 前 9：00～ 12：00	午 後 13：00～ 16：30	夜 間 17：30～ 21：00	全 日 9：00～ 21：00
ホ ー ル	198㎡	165人	7,500円	8,850円	8,850円	25,200円
第1会議室	50㎡	16	3,300	3,600	3,600	10,500
第2会議室	90㎡	36	3,300	3,600	3,600	10,500
第3会議室	78㎡	24	3,300	3,600	3,600	10,500
和 室	10畳	12	3,300	3,600	3,600	10,500

※令和6年10月1日改訂

促進・援助事業

(令和6年度)

事 業 名	実 績
講 座 等	講座等23回、共催事業3回
図書・資料の貸出し	26,883冊
相 談 事 業	973件
諸活動の団体登録	105団体

第9節 地域力の育成・支援

1 はじめに

今日の社会は、少子高齢化や情報化、国際化などの急速な進展により大きく変化し、それに伴って区民のニーズも多様化、複雑化している。質的にも量的にも拡大傾向にある公共サービスのすべての需要に対して、質の高いサービスを提供するためには、行政だけではなく、多様な主体との協働を積極的に進める必要がある。

また、社会の成熟化により、自己の価値観に基づいた様々な活動を通して、社会貢献や自己実現を図りたいという欲求を持つ人々が増えてきている。

このような社会状況を踏まえ、墨田区では平成17年11月に策定した基本構想において、区政運営を協治（ガバナンス）の考えのもとで行うこととし、幅広い区民の参加による会議等を経て、平成22年9月、「墨田区協治（ガバナンス）推進条例」が制定された。

本条例に基づき、区が区民と手を携え、ともに考え、ともに行動することで、区民の主体的・自立的な活動を活性化させ、地域力の向上を図っていく。

また、これまでの区民との協働事業の成果を踏まえ、区の地域力向上・育成の考え方や施策の方向性を明らかにするため、令和元年6月に「墨田区地域力育成・支援計画」を策定し、令和5年3月には中間改定を行った。本計画の理念である「全員参加による課題解決社会」の実現に向けて、地域力を高め、暮らし続けたい、働き続けたい、訪れたいまちづくりを推進する。

2 地域力を支える人づくり・つながりづくり

地域力を向上させるためには、町会・自治会等の地縁団体やNPO、ボランティア団体等の多様な主体の活動を活性化させ、地域に愛着や関心をもち、地域に主体的にかかわる人材の発掘・育成が必要である。

① 地域力人材育成・活用事業

地域で活動している方や地域活動に関心がある方を対象に、リーダースキルやコーディネータースキル等の提供、活動者同士の交流等を行い、自主的かつ組織的に活動できる人材を育成する。また、多様な活動者の人材情報及び団体情報を集め、今後の人材・団体の育成・活用の基礎とする。

② リクエスト講座の実施

区民が主催する学習会などに区の職員が出向き、希望するテーマに応じて担当する事業の紹介や専門知識・技術を活かした情報を提供している。区民のまなびを支援するとともに、区政参加への契機として、区民が区政に関する理解を深め、地域課題について学び合い、協働してまちづくりを推進する。

③ 地域活動ガイドブックの発行

区・区教育委員会や関係機関が主催する講座や教室、また区内のボランティア活動などの地域活動に役立つ情報を掲載したガイドブックを年1回（4月）発行している。

3 地域活動の拠点づくり

区民が地域活動や地域交流を行う際のコミュニティ活動の拠点として、地域プラザを運営している。

旧第五吾嬬小学校跡地を活用した八広地域プラザは、平成25年4月1日に開設した。また、旧本所一丁目出張所跡地を活用した本所地域プラザは、平成25年10月1日に開設した。このほかにも、地域集会所、コミュニティ会館、みどりコミュニティセンター、すみだ生涯学習センターなどが、地域活動の拠点となっている。

4 地域力を支える多様なしくみづくり

① タウンミーティングの実施

区民と区長の意見交換の場として、タウンミーティングを実施している。区民による企画運営を行い、区民との協働推進を図っている。

② 協治（ガバナンス）まちづくり推進基金

区民による自主的・主体的なまちづくり活動を支援するため、平成24年4月、協治（ガバナンス）まちづくり推進基金（愛称「すみだの力応援基金」）を設置した。

当基金は、区民・事業者からの寄付金を原資とし、区民から提案された事業について、協治（ガバナンス）まちづくり推進基金審査会の審査を経て、区が助成先・助成金額を決定するものである。

助成制度は2種類あり、区内で活動する団体に対して助成する「すみだの力応援助成事業」に加え、平成29年度からは地域活性化プロジェクトとして、区のふるさと納税を活用したクラウドファンディングの機会を提供

し、集まった寄付金を助成金として交付する「すみだの夢応援助成事業」を開始した。

令和6年度は、約6,753万円の寄付金を基金に積み立て、「すみだの力応援助成事業」には7事業、合計約216万円の助成を行った。「すみだの夢応援助成事業」には3事業、合計約5,975万円の助成を行った。

③ 地域力向上プラットフォームの整備

区内に小地域（1 連合町会程度）を定め、町会・自治会、区内事業者、商店会、NPO、地域活動団体等、地域で活動する様々な主体で構成し、地域の課題を自主・自立的に解決していくための「地域力向上プラットフォーム」を整備する。

「地域力向上プラットフォーム」の主な取組としては、その地域で暮らす（活動する）各主体が、地域の理想の将来像や魅力的なまちに関するイメージを共有し、それぞれが得意とするネットワークや知恵を生かしながら、地域で抱える課題を見つけて、課題解決に向けての取組を計画・実行する。

第10節 スポーツ振興

1 はじめに

墨田区では、昭和59年に、だれもが生涯にわたって、心身の健康を保つことと、明るい家庭と活気あるまちの実現をめざして「すみだ健康区宣言」を行った。この宣言の趣旨を踏まえ、“健康な生活習慣を身につけ、自分の健康は自分で守り、自分でつくる”ことを目標に掲げ、各種健康スポーツ事業を推進している。

一方、余暇の増大も相まって、区民の健康づくりに対する認識も深まるにつれ、スポーツ・レクリエーションに対する関心も幅広い世代にわたって高まるとともに多様化し、スポーツ振興行政への期待も増大している。

このような状況の中で、今後は「区民の生涯にわたる健康の増進とスポーツ活動の充実」という視点に立って、スポーツ・レクリエーション活動の振興を図り、心身両面の健康づくりに対する多様なニーズや地域の環境条件などに即応したきめこまやかな施策を展開していく。

2 墨田区スポーツ推進計画

区では、スポーツ基本法の規定に基づく「墨田区スポーツ推進計画」を令和6年3月に策定し、基本理念である「誰もがスポーツを楽しみ、スポーツでつながるまち すみだ」を実現するための目標や施策などを示している。

この計画では、東京2020大会レガシーの発展や健康増進、共生社会実現及びSDGsの推進等、社会状況の変化を踏まえ、総合的に区のスポーツ施策を推進していくものとしている。

(基本理念)

誰もがスポーツを楽しみ、スポーツでつながるまち すみだ

(基本目標)

- ①誰もがスポーツに親しみ、楽しめる環境の整備
- ②障害の有無にかかわらずスポーツを楽しめる環境づくり
- ③スポーツを支える人・団体が活躍できる場づくり
- ④“すみだ”のスポーツ資源を通じた地域交流の促進

③ スポーツ振興

本区では、スポーツに対する行政需要の多様化への対応と質的向上を図るほか、スポーツ指導者の養成と指導体制の確立、地域におけるスポーツ活動促進のための自主グループを育成する。

総合型地域スポーツクラブ

いつでも、だれでも、いつまでもスポーツ・レクリエーションを楽しむことができ、地域住民自らが主体となって企画・運営する総合型地域スポーツクラブの設立と自立を支援する。

- ① 吾嬬第二中学校地区「特定非営利活動法人スポーツドアあずま」の運営支援
- ② 両国中学校地区「特定非営利活動法人両国倶楽部」の運営支援

スポーツ推進委員

本区では現在23名のスポーツ推進委員を委嘱している。スポーツ推進委員は2年の任期で、その職務は、①区民の求めに応じたスポーツの実技指導、②スポーツ活動促進のための組織の育成、③区・その他の行政機関の行事または事業への協力、④区民に対するスポーツの普及などであり、区民のスポーツ振興に尽力している。

スポーツ推進委員

(令和 7. 8. 1 現在)

氏 名	特 技、経 験 等
飯 村 峰 一	バドミントン
石 川 佐和子	器械体操
磯 野 浩 子	バレーボール
一 口 学	球技全般
梅 津 武 広	ボッチャ・スポーツボランティア
大 塚 雅 一	水泳・レクリエーション
勝 又 朝 子	水泳
金 井 利 奈	野外活動
熊 本 初 恵	ハンドボール
小 室 欽 示	ボッチャ・バレーボール
島 田 萌 音	ダンス
島 田 泰 子	軽運動・レクリエーション
清 水 裕 三	サッカー
新 正 奈穂美	バドミントン
鈴 木 夏 子	ラクロス・YOU. F0・クアッドボール

竹中俊郎	アイスホッケー・テニス
田代典子	バレーボール
千葉泰靖	水泳
野村久	バドミントン・ゴルフ
森田修司	球技全般・水泳・体操
森永景子	バドミントン
横山哲也	スキー
吉鶴真一	ディスクゴルフ・自転車

各種スポーツ事業

区民の体力の向上や健康づくり、さらには世代間の交流を図るため、さまざまな事業を行っている。主な事業としては、初心者から参加できる各種スポーツ教室の開催、スポーツを通じて区民の体力向上を図り地域住民の連帯意識の向上を目的としたスポーツ施設の開放、台東区との姉妹区提携親善大会や墨東五区の親善と技術向上のための各種大会の実施、その他、区民スポーツ大会、区民スポーツ祭、区民健康スポーツデー、障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会などがあり、各種の事業を実施することにより世代間の交流や区民の健康づくりをめざしている。

□スポーツ教室 （令和7.5.1現在）

教室名	会場	期日
ちょっと楽しいスポーツ教室	外手小学校体育館 第四吾嬬小学校体育館 錦糸公園野球場 総合運動場	4月～翌年3月 (土曜日 全15回)
高齢者健康体操教室	総合体育館サブアリーナ 八広地域プラザ屋内運動場	4月～翌年3月 (火曜日、金曜日 全39回)
ボート教室	平井橋艇庫及び 平井橋船着き場付近	2～3月 (日曜日 全6回)

スポーツ施設開放

区民の体力づくり及び地域での明るい人間関係の形成を目的として、昭和43年から中学校等のスポーツ施設を無料で区民に開放している。参加希望者は開放期間中の当日各校で申込み（各自スポーツ保険（傷害保険）等の加入が必要）をするだけでよく、初心者には区から委嘱された指導員の指導を受けることができる。令和7年度における施設開放は次のとおりである。

□スポーツ施設開放		(令和 7. 5. 1 現在)	
開 放 校	種 目	開 放 校	種 目
錦 糸 中 学 校	バレーボール	寺 島 中 学 校	バスケットボール
墨 田 中 学 校	ニュースポーツ (ボッチャ等)		ソフトテニス (軟式庭球)
堅 川 中 学 校	バドミントン		硬 式 庭 球
吾嬬立花中学校		曳 舟 小 学 校	卓 球
吾嬬第二中学校			
旧 向 島 中 学 校			

※学校行事等の影響により開放を中止する場合あり

区民健康スポーツデー

区では、昭和59年度に「すみだ健康区宣言」を行い、健康づくり施策を総合的に進めているが、その一環として年に一度区民健康スポーツデーを設け、体力テストや各種スポーツ体験の実施、また、スポーツ施設等を無料公開して多くの区民がスポーツに親しむ機会としている。

墨田区民スポーツ大会・スポーツ祭

墨田区民スポーツ大会（春季大会）は、東京都スポーツ大会、墨東五区大会等の予選を兼ねて、多種目にわたり実施している。各種目の入賞者には賞状、優勝者には区長杯が授与される。

墨田区民スポーツ祭（秋季大会）は、その名のとおりにスポーツの祭典であり、多種目にわたり競技が行われる。各種目の入賞者には賞状、メダル等、優勝者には区長杯が授与される。

□大会の主な種目

陸上競技、駅伝競走ロードレース、卓球、バレーボール、軟式野球、ソフトテニス、水泳、相撲、柔道、弓道、少年野球、剣道、クレール射撃、スキー、ラジオ体操、ゴルフ、民踊、バドミントン、野外活動、バスケットボール、空手道、サッカー、少年サッカー、中学生サッカー、ハンドボール、アーチェリー、おかあさんバレーボール、庭球、ライフル射撃、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ダンススポーツ、アクアスロン、ソフトボール、合気道、スポーツウエールネス吹矢、バトン・チア、安全狩猟、ラグビーフットボール、ローイング

墨東五区大会

墨東五区大会は、墨東五区（墨田、江戸川、江東、葛飾、足立）の親睦及び技術向上のため、各区の代表選手による対抗戦が行われる伝統ある競技大会である。13種目（軟式野球、サッカー、柔道、陸上競技、駅伝競走、空手道、卓球、バレーボール、ソフトテニス、弓道、バドミントン、剣道、バスケットボール）で、それぞれ当番区を設けて実施している。

姉妹区親善スポーツ大会

墨田区と台東区の姉妹区提携の一環として、昭和53年度から親善スポーツ大会を実施している。この大会は、両区の助成を受け各競技団体の自主運営で行われている。

墨田区障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会

障害者の社会参加推進と、障害者同士の交流の機会を積極的につくり、相互理解を深めることが重要であるという趣旨から、国際障害者年を契機として昭和56年以来毎年10月に墨田区総合体育館で実施している。

墨田区障害者スポーツ推進協議会

スポーツ振興課と障害者福祉課が連携し、障害のある方が日常的にスポーツ・運動に親しめる環境の整備を推進するため、スポーツ・福祉・医療の関係団体が一堂に会する協議体「墨田区障害者スポーツ推進協議会」を設置している。当該協議会では、各団体が意見交換を行うことで連携の可能性を見出し、既存事業での連携や新規事業の企画・検討を行っている。

4 墨田区総合体育館

墨田区総合体育館では、子どもから高齢者まで幅広い世代が利用でき、様々なスポーツを楽しむことができる。また、「区民がスポーツをする」だけでなく、「区民がスポーツをみる」「区民のスポーツを支える」ことができる新しいスタイルの施設として、平成22年4月に開館した。令和6年4月から、ネーミ

ングライツによって愛称を「ひがしんアリーナ」とした。

2階メインエントランスホールには、墨田区名誉区民である王貞治氏の顕彰コーナーを設置しており、墨田区で過ごした幼少期の着物や、現役時代のユニフォーム・グローブなど、王貞治氏や親族、友人の方からご提供いただいた貴重な品々と写真、約30点を時代ごとに展示している。また、王貞治氏ゆかりの区内の場所を示した地図も掲示している。

所 在 地	錦糸4－15－1（電話 03-3623-7273）
規 模	鉄骨造 地上5階建て 延べ床面積 19,837㎡
主な施設	メインアリーナ（2,280㎡）、サブアリーナ（1,064㎡）、武道場（柔道場・剣道場各2面、兼用時4面、多目的利用可）、屋内プール（25M×7コース、幼児用プール、ジャグジー、採暖室）、トレーニング室（280㎡）、屋上施設（多目的競技場、多目的広場）
休 館 日	毎月第3月曜日（祝日の時は翌平日）、年末年始、その他指定する日
申 込 み	団体利用は利用する月の4か月前の15日から25日（9時から24時までの間）までに抽選申込み。ただし、事前に団体登録が必要。個人利用は、利用日当日体育館で受け付ける。

団体利用料（平日）

諸 室 名			午前	午後①	午後②	夜間①	夜間②	
			9:00～ 12:00	12:00～ 15:00	15:00～ 18:00	18:00～ 21:00	21:00～ 22:30	
アリーナ	メインアリーナ	全面	19,800円	19,800円	25,300円	35,200円	22,000円	
		1/2面	9,900円	9,900円	12,650円	17,600円	11,000円	
		1/3面	6,600円	6,600円	8,430円	11,730円	7,330円	
		1/4面	4,950円	4,950円	6,320円	8,800円	5,500円	
	サブアリーナ	全面	9,900円	9,900円	12,650円	17,600円	11,000円	
		1/2面	4,950円	4,950円	6,320円	8,800円	5,500円	
武 道 場			全面	7,920円	7,920円	7,920円	15,400円	7,700円
			1/2面	3,960円	3,960円	3,960円	7,700円	3,850円
			1/4面	1,980円	1,980円	1,980円	3,850円	1,920円
多目的競技場	アーチェリー利用	1 面	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円		
	その他(フットサル等)	1 面	8,800円/H			11,000円/H		
多 目 的 広 場		1 面	8,800円/H			11,000円/H		
会議室	2 階A	1 室	1,100円/H（9：00～22:00）					
	3 階B	1 室						
	3 階C	1 室						

※団体利用における区民外団体の利用は、上記金額の1.5倍。

※団体利用における障害者の利用は、上記金額の半額。

団体利用料（土・日・祝日）

諸 室 名			午前	午後①	午後②	夜間①	夜間②
			9:00～ 12:00	12:00～ 15:00	15:00～ 18:00	18:00～ 21:00	21:00～ 22:30
アリーナ	メインアリーナ	全面	35,200円	35,200円	35,200円	35,200円	22,000円
		1/2面	17,600円	17,600円	17,600円	17,600円	11,000円
		1/3面	11,730円	11,730円	11,730円	11,730円	7,330円
		1/4面	8,800円	8,800円	8,800円	8,800円	5,500円
	サブアリーナ	全面	17,600円	17,600円	17,600円	17,600円	11,000円
		1/2面	8,800円	8,800円	8,800円	8,800円	5,500円
武 道 場		全面	15,400円	15,400円	15,400円	15,400円	7,700円
		1/2面	7,700円	7,700円	7,700円	7,700円	3,850円
		1/4面	3,850円	3,850円	3,850円	3,850円	1,920円
多目的競技場	アーチェリー利用	1 面	3,300円	3,300円	3,300円	3,300円	
	その他(フットサル等)	1 面	11,000円/H				
多 目 的 広 場		1 面	11,000円/H				
会議室	2 階A	1 室	1,100円/H				
	3 階B	1 室					
	3 階C	1 室					

※団体利用における区民外団体の利用は、上記金額の1.5倍。

個人利用料

利用可能施設			利用時間	料金(税込)
更衣室	アリーナ	ランニングコース	2時間	550円
	プール	ランニングコース	2時間	550円
	トレーニング室	ランニングコース	2時間	550円
	武道場		2時間	330円
	多目的競技場・広場		2時間	330円
	スタジオプログラム①※	別途トレーニング室利用料（550円）が必要	1レッスン	820円
	スタジオプログラム②※	別途トレーニング室利用料（550円）が必要	1レッスン	610円
	武道場プログラム①※	別途武道場利用料（330円）が必要	1レッスン	820円
	武道場プログラム②※	別途武道場利用料（330円）が必要	1レッスン	610円
	ブルブルプログラム	別途ブルブル利用料（550円）が必要	1レッスン	610円
	共通券A（プール・トレーニング室・ランニングコース）		1日	920円
	共通券B（共通券A＋スタジオ・ブルブルプログラム）		1日	1,840円

※スタジオ・武道場プログラム①とは45分以上、②とは40分以内。

※中学生以下・区内在住の高齢者（65歳以上）・障害者は上記金額の半額。障害者の付添者は1名無料。また、プールに限り、区内在住の障害者の利用料金は100円。

※駐車場 100台（30分毎に平日100円、土日・祝日200円。体育館施設利用者は2時間まで無料。）

5 両国屋内プール

両国屋内プールは、区民のスポーツの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上のため1年を通じて泳げるプールとして、平成11年8月に開館した。

平成18年4月から指定管理者制度による運営を行っている。

所在地 横綱1-8-1 (電話 5610-0050)

規模 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上5階・地下1階

延べ床面積 8,448.02㎡

・両国屋内プール 4,552.93㎡

・両国中学校施設 3,895.09㎡

主な施設 1階

温水プール 25M×15M、7コース

・水深可動床（深さ0.5M～1.6M）通常は1.1Mに設定

2階

観覧席（164席）、ラウンジ、ロビー

3階～5階

両国中学校施設

・格技室、競技場

休館日 毎週火曜日（祝日の場合は、翌平日）、年末年始

申込み 団体貸切は団体登録をし、利用する月の3か月前の第3木曜日16時から抽選会を行う。

個人利用は、利用日当日会場で受け付ける。

利用料

区分 施設	団 体			個 人		
	単位・時間	利用料		単位・時間	利 用 料	
		平 日	土・日・祝日		一 般	中学生以下
温水プール	1コース1回 2時間以内	2,200円	2,530円	1回	410円	100円
	全コース1回 2時間以内	13,310円	16,060円			
	全コース全日 (9:00～20:00)	66,550円	80,300円			

※夏季、日曜日、祝日については、原則的に団体利用はなし。

※区内在住の65歳以上の方は1回100円（登録制）。

※団体利用における区民外団体の利用は上記金額の1.5倍。

※障害者及び付添者の方1名は無料（登録制）。

※団体利用における障害者の利用は、上記金額の半額。

駐 車 場 24台（1台30分単位で250円）※プール利用者に限り3時間500円の駐車券を購入可能。

〔6〕 スポーツプラザ梅若

スポーツプラザ梅若は、区民のスポーツの振興を図り、健康で文化的な区民生活の向上に寄与するため、平成12年4月に開館した。

平成18年4月から指定管理者制度による運営を行っている。

所 在 地 墨田1-4-4（電話 5630-8880）

規 模 鉄筋コンクリート造 地上7階建の1、2階部分
延べ床面積 1,998.79㎡

主な施設 1階 体育館（670㎡）
2階 受付、トレーニング室（200㎡）、体力測定室、会議室等

休 館 日 毎月第三火曜日（祝日の場合は、翌平日）
年末年始

申 込 み 団体利用は利用する月の4か月前の15日から25日（9時から24時の間）に抽選申込み。ただし、事前に団体登録が必要。

個人利用は、利用日当日会場で受け付ける。

使 用 料 別表のとおり

そ の 他 各種スポーツ・健康教室を実施する。

施 設 利 用 料

区分 施設名	団 体 貸 切			一 般 開 放
	時間	料 金		
		平 日	土・日曜・祝日	
体 育 館	午前	4,840円	5,830円	毎週月曜日・木曜日
	午後	5,830円	6,930円	9：30～21：00（1日6回）
	夜間	8,800円	10,450円	一 般 170円
	全日	17,270円	23,100円	中学生以下 50円
トレーニング室				1 回 240円
会 議 室	午前	1,870円		
	午後	2,200円		
	夜間	2,200円		
	全日	6,270円		

※団体貸切における区民外団体の利用は上記金額の1.5倍。

※団体利用における障害者の利用は、上記金額の半額。

7 すみだスポーツ健康センター

すみだスポーツ健康センターは、区民のレクリエーションの普及振興、健康増進を目的に、墨田清掃工場の余熱を利用した区内初のレジャー型温水プールとして、平成12年7月6日に開館した。

温水プール内は、1周約90メートルの流水プール、25メートルプール（ともに水深1メートル）をメインプールとして、子どもプール、幼児プール、ジャグジーのほか、階上から1周して着水する全長30メートルのウォータースライダーが設けられている。また、夏季にはプールサイドのレストランが営業し、1日中滞在して楽しめることが大きな特色となっている。

このほか、ウォーキングマシンやエアロバイクなどの器具をそろえたトレーニング室があり、指導員が目的に沿ったトレーニングプログラムのアドバイスをを行いながら、初心者でも気軽にトレーニングを始めることができるようになっている。敷地内には、駐車場（78台分）も設置されている。

なお、すみだスポーツ健康センターの機能やサービスをより一層充実させるとともに効率的な運営を図るため、平成18年4月から指定管理者制度を導入している。

施設のあらまし

所在地 東墨田1-6-1

規模 鉄骨・鉄筋コンクリート造地上3階建

延床面積 4,126.32㎡

施設概要

1階	トレーニング室、事務室、機械室
2階	温水プール、レストラン
3階	観覧コーナー、プールサイドテラス

利用料金

◎温水プール

		一 般	小・中学生	65歳以上及び心身障害者の方
平 日	2 時間	440円	220円	110円
	1 日	770円	380円	220円
土・日・祝	2 時間	550円	280円	110円
	1 日	1,100円	550円	220円

※月 1 回は無料開放。

◎トレーニング室 1 回 2 時間以内240円（高校生以上の方が利用できる）

◎駐車場 1 台につき、最初の30分は無料で、3 時間まで30分ごとに110円、以後 1 時間ごとに110円

利用時間

午前10時～午後 8 時

休 館 日

毎週水曜日（祝日の場合は、翌平日）

12月29日～1月3日

8 墨田区総合運動場

墨田区総合運動場は、区民のスポーツ及びレクリエーションの普及振興を図り、世代間、地域間等の多様な交流を促進するため、令和元年12月に開場した。指定管理者制度による運営を行っている。また、ネーミングライツによって愛称を「フクシ・エンタープライズ墨田フィールド」としている。

所 在 地 堤通2-11-1（電話 3611-9070）

規 模 観覧場 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上2階

セミナーハウス 鉄骨造 地上3階

延べ床面積 2,742.03㎡

・観覧場 865.75㎡

・セミナーハウス 1,876.28㎡

主な施設 陸上競技場〔300Mトラック、インフィールド(人工芝)〕

観覧場（観覧席、観覧場会議室）

セミナーハウス（会議室、調理室、多目的室、トレーニング室）

宿泊室、浴室)

休 場 日 毎月第2火曜日（祝日の場合は、翌平日）、年末年始

申 込 み 団体利用は、次の期間に抽選申込み。

- ・ 宿泊利用 利用する月の6か月前の15日から25日（9時から21時の間）
- ・ 宿泊以外の利用 利用する月の5か月前の15日から25日（9時から24時の間）

ただし、抽選に参加できる団体は区民団体のみで事前に団体登録が必要。

個人利用は、利用日当日会場で受け付ける。

団 体 利 用 料 金

区分						利用料金	利用単位	
陸上競技場	トラック及びインフィールド				平日	10,000円	1 回 2 時間以内	
					休日	12,000円		
	イン フィールド	フットサル コート (1面)	一 般	フットサル 利用	平日	10,000円		
				休日	12,000円			
			フットサル 利用以外	平日	3,000円			
				休日	3,600円			
			高校生以下					1,000円
			少年サッカー コート	一般		平日		9,000円
		休日				10,800円		
		高校生以下				3,000円		
観覧場	観覧場会議室					2,200円		
セミナー ハウス	会議室 A					1,800円		
	会議室 B					1,800円		
	調理室					2,200円		
	多目的室					2,800円		
	和室・洋室			宿泊以外		1,600円		
				宿泊	一般	2,000円		
					高校生以下	1,000円		

※団体利用における区民外団体の利用は、上記金額の1.5倍。
 ※団体利用における区内在住の高齢者（65歳以上）及び障害者の利用は、上記金額の半額。
 ※団体利用における高校生以下とは、利用する者の半数以上が高校生以下の団体をいう。

個人利用料金

施設区分	利用単位	利用区分		
		一般	大学生以下 障害者 65歳以上の区民	中学生以下の区民
陸上競技場	1回	200円	100円	無料
トレーニング室	1回（2時間）	240円		

※ トレーニング室を2時間を超えて利用する場合の超過利用料金は、1時間ごとに120円。

駐 車 場

区分		利用単位	利用料金
大型車・中型車	宿泊以外	30 分毎 1 台	800 円
	宿泊	1 泊につき 1 台	4,000 円
普通車	宿泊以外	30 分毎 1 台	200 円
その他の車両	宿泊	1 泊につき 1 台	1,000 円

※最初の30分間は無料。

※ 1泊とは、13:00から翌日10:00までの間に、墨田区総合運動場の施設（駐車場を除く）を宿泊利用したときに伴って駐車した場合。

9 弓 道 場

弓道場は、日本古来からの武道のひとつである和弓を使用できる道場として、平成28年4月に開場した。

所在地 江東橋4-1-3（電話 3633-9463）

規模 鉄骨造平屋建て 延べ床面積326.85㎡

設備 防矢ネット、夜間照明、6人立

休館日 月曜日（祝日の場合は、翌平日）、年末年始

申込み 団体貸切は使用する日の3か月前の1日午前9時から屋外体育施設管理事務所錦糸支所で、個人利用は、利用日当日会場で受け付ける。

その他 貸切の日でも団体利用がない場合は個人利用ができる。個人利用は有段者に限る。団体利用は構成員に有段者が含まれること。

弓 道 場 使 用 料

利用日 区分	火	水	木	金	土	日・祝					料 金	
						第1	第2	第3	第4	第5	団 体 貸 切	個 人 利 用
午 前	団 体 貸 切					団 体 貸 切	個 人 利 用	団 体 貸 切	1,980円	一般 330円 (4時間以内) 弓具一式 1回 100円		
午 後	個 人 利 用 (有段者)								2,420円			
夜 間	団 体 貸 切								4,290円			

※団体貸切における区民外団体の使用は上記金額の1.5倍。

10 立花体育館

廃校となった立花小学校の体育館を利用した施設として、平成23年5月に開設。バドミントンや卓球などが利用できる。

所在地 立花1-25-10（電話 5630-5234）

規模 鉄筋造 延べ床面積 758.31㎡

施設 体育館、更衣室男女各1室、シャワー男女各1室

休館日 年末年始

申込み ○個人利用

- ・使用日当日会場で受け付ける。
- ・使用時間は、火曜日及び金曜日の9時から17時。
- ・利用可能種目は、バドミントン1面、卓球5台。
- ・使用料金は、1回2時間以内大人170円、中学生以下50円。

○団体利用

- ・使用する月の3か月前の15日から25日が抽選申込み。
ただし、抽選に参加できる団体は区民団体のみで事前に団体登録が必要。
- ・団体登録は、構成員数5人以上の団体とする。
- ・構成員となれるのは、小学生以上（代表者は18歳以上）。
構成員のうち、半数以上が区民である団体を区民団体として登録する。
- ・区民とは、墨田区内に在住在勤在学の方をいう。
- ・区民団体でない場合は、抽選後の空き時間の使用予約が可能。

立花体育館団体使用料

施設名	利用可能種目	料 金	
体育館	バドミントン 卓球	9:00～18:00	1時間以内410円
	バレーボール その他	18:00～21:00	1時間以内580円

※区外団体の使用は上記金額の1.5倍。

11 屋外体育施設管理事務所八広支所

屋外体育施設を管理・保全することを目的として、昭和54年8月に開設し、ロッカー・シャワー室を設置している。

所在地 八広6-35-1（電話 3616-8601）

主な施設 ロッカー シャワー室2

休館日 年末年始

12 屋外体育施設管理事務所錦糸支所

屋外体育施設を管理・保全することを目的として、平成22年4月に総合体育館1階に開設し、更衣室・シャワー室を設置している。

所在地 錦糸4-15-1（総合体育館1階）（電話 5619-4033）

主な施設 更衣室男女各1室 シャワー室男女各4室

休館日 年末年始

13 荒川緑地フィールドハウス

河川敷運動場の利用者が更衣できる場として、昭和60年4月に開設し、更衣室・シャワー室を設置している。

所在地 墨田4-32-10（電話 3614-8633）

主な施設 更衣室男女各1室 シャワー室 男2室 女1室

休館日 平日・年末年始（土日祝日のみ開館）

第3章 区政推進のために

区分	名 称	面 数	使 用 料 (円)		所在地・最寄り駅	休 場 日
			単位	平 日 土・日・祝日		
野 球 場	錦糸公園野球場	2	2時間以内	2,090 薄暮照明料3,000 夜間照明料4,500	錦糸4-15-1 JR・錦糸町駅	年 末 年 始
	八 広 野 球 場	1	"		八広6丁目地先 京成・八広駅	
	墨 田 野 球 場	5	"	1,040	墨田4丁目地先 京成・八広駅	
	荒川四ツ木橋緑地野球場	2	"		墨田4・5丁目地先 東武・鐘ヶ淵駅	年 末 年 始
	鐘 淵 野 球 場	1	"	1,040 中学生以下100	墨田5丁目地先 東武・鐘ヶ淵駅	
球 場	荒川四ツ木橋緑地少年野球場	4	"		東墨田3丁目地先 京成・八広駅	
	東墨田公園少年野球場	2	"	100	東墨田3-4-14 京成・八広駅	年 末 年 始
	隅田公園少年野球場	1	"		向島5-6-13 東武・曳舟駅	月曜日（祝日の場合は、翌平日）、 年末年始
	江戸川河川敷野球場	2	"	—	三郷市新和四丁目地先 JR武蔵野線二郷駅	平日 1月、2月、8月及び12月第3日曜の 翌日以降
庭 球 場	錦糸公園テニスコート	4	1時間以内	1,040 照明料1時間400	錦糸4-15-1 JR・錦糸町駅	年 末 年 始
	文 花 テ ニ ス コ ー ト	3	"	660 照明料1時間400	文花1-32-9 東武・小村井駅	年 末 年 始
	緑町公園テニスコート	1	"	770	亀沢2-6-4 JR・両国駅	年 末 年 始
	東墨田テニスコート	2	"	880 照明料1時間400	東墨田3-19-6 京成・八広駅	
	堤通公園テニスコート	2	"	660 照明料1時間400	堤通1-8-1 東武・東向島駅	年 末 年 始
	大横川親水公園テニスコート	2	"	770	緑4-22、江東橋一丁目8番先 JR・錦糸町駅	年 末 年 始

区分	名称	面数	使用料(円)			所在地・最寄り駅	休場日	
			単位	平日	土・日・祝日			
競技場	※ 墨田競技場	2	2時間以内	1,980		墨田4丁目地先 京成・八広駅	年 末 年 始	
	荒川四ツ木橋緑地競技場	1	"	1,980 中学生以下200		墨田4丁目地先 東武・鐘ヶ淵駅		
球技場	荒川四ツ木橋緑地球技場	1	"	1,040 中学生以下100	1,150	墨田4丁目地先 東武・鐘ヶ淵駅	年 末 年 始	
	鐘ヶ淵球技場	1	"	1,040 中学生以下100	1,150	墨田5丁目地先 東武・鐘ヶ淵駅		
	荒川四ツ木橋緑地サッカー少年場	2	"	100		東墨田3丁目地先 京成・八広駅		

※墨田競技場は、単独施設ではなく、野球場との併用施設である。
○区民外登録の方の使用は上記金額の1.5倍（中学生以下、少年野球場、少年サッカー場を除く。）。
○堤通公園テニスコート、東墨田テニスコートはハードコート。錦糸公園テニスコート、緑町公園テニスコート、大横川親水公園テニスコート、文花テニスコートは砂入り人工芝。
○江戸川河川敷野球場は土曜日は1面、日曜日は2面、祝日は1面。

墨田区スポーツ協会役員

(令和7.7.1現在)

役 名	氏 名	所 属 団 体	役 名	氏 名	所 属 団 体
名誉会長	山 本 亨	墨 田 区 長	常任理事	高 橋 志津子	民 踊
会 長	澁 谷 哲	バ レ ー ボ ー ル	〃	桜 井 房 子	〃
副 会 長	染 谷 清	少 年 野 球	〃	森 茂 山 光	バ ド ミ ン ト ン
〃	石 留 靖	軟 式 野 球	〃	小 林 正 克	〃
〃	森 庄 太 郎	柔 道	〃	佐 賀 井 敏	野 外 活 動
理 事 長	香 取 忠	ク レ ー 射 撃	〃	松 本 紀 良	〃
副 理 事 長	清 水 裕 三	バ レ ー ボ ー ル	〃	中 山 重 樹	バ ス ケ ッ ト ボ ー ル
〃	福 佐 藤 京 子	サ ッ カ ー	〃	佐 藤 浩 康	〃
〃	井 佐 和 子	お か あ さ ん バ レ ー ボ ー ル	〃	東 浩 剛	空 手 道
会 計 理 事	松 井 光 寿	ラ ジ オ 体 操	〃	清 水 裕 三	〃
〃	植 田 浩 康	剣 道	〃	芦 埜 茂	サ ッ カ ー
監 事	佐 藤 政 彦	空 手 道	〃	中 澤 英 美	〃
〃	阿 部 政 彦	陸 上 競 技	〃	鈴 木 慎 二	ハ ン ド ボ ー ル
常 任 理 事	阿 部 政 久	陸 上 競 技	〃	桜 岡 俊 典	〃
〃	齊 藤 進 卓	〃	〃	小 山 洋 子	ア ー チェリー
〃	芝 忠 宏	卓 球	〃	小 齊 藤 豊 美	お か あ さ ん バ レ ー ボ ー ル
〃	黒 澤 文 雄	バ レ ー ボ ー ル	〃	相 沢 宗 良	〃
〃	緑 川 輝 美	〃	〃	石 塚 晃 司	庭 球
〃	桜 井 浩 貴	軟 式 野 球	〃	千 瀬 敏 昭	〃
〃	道 下 達 也	〃	〃	梁 葉 宣 夫	ラ イ フ ル 射 撃
〃	財 津 幸 雄	ソ フ ト テ ニ ス	〃	二 階 堂 次 郎	〃
〃	大 塚 雅 一	〃	〃	増 山 庄 司	ゲ ー ト ボ ー ル
〃	勝 又 朝 子	水 泳	〃	宮 澤 哲 男	〃
〃	菊 池 照 雄	〃	〃	小 栗 武 志	グ ラ ウ ン ド ・ ゴ ル フ
〃	関 留 敏 靖	相 撲	〃	早 川 文 基	〃
〃	石 細 友 孝	〃	〃	倉 田 幸 昌	ダ ン ス ス ポ ー ツ
〃	武 井 省 吾	柔 道	〃	小 池 正 彦	〃
〃	榎 本 英 之	〃	〃	林 正 祐 一	ト ラ イ ア ス ロ ン
〃	染 谷 清 志	弓 道	〃	長 妻 一 也	〃
〃	栗 原 嘉 久	少 年 野 球	〃	倉 利 和 雄	ソ フ ト ボ ー ル
〃	渡 邊 光 寿	〃	〃	皆 川 邦 静	合 気 道
〃	植 田 太 郎	剣 道	〃	五 月 女 浩 二	ス ポ ー ツ ウ ェ ル ネ ス
〃	森 庄 太 郎	〃	〃	川 野 浩 二	吹 矢
〃	大 瀬 康 介	ク レ ー 射 撃	〃	安 田 美 奈 子	〃
〃	太 田 隆 敏	〃	〃	田 村 し ら べ	バ ト ン ・ チ ア
〃	高 杉 晋 治	ス キ ー	〃	角 田 和 彦	〃
〃	岩 田 道 治	〃	〃	菊 本 哲 也	安 全 狩 猟
〃	内 田 五 十 二	ラ ジ オ 体 操	〃	大 霜 浩 一	〃
〃	小 田 宏	〃	〃	磯 富 平	ラ グ ビ ー フ ッ ト ボ ー ル
〃	瀧 波 賢 司	ゴ ル フ	〃	磯 富 昭 郎	〃
〃		ゴ	〃		ロ ー イ ン グ
〃		ル	〃		〃

第11節 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会

1 はじめに

2020年7月に開催予定であった世界最大のスポーツと平和の祭典、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、大会組織委員会及び東京都とともに準備を進めてきた。

しかし、2020年3月、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大により、大会の開催は2021年7月に延期することが決定された。

2021年の開催にあたっては、①安全・安心な環境の提供、②費用の最小化、③大会の簡素化といった方針のもと、大会の成功に向けて、大会組織委員会や東京都が行う取組への協力を行った。

2 大会概要

感染症の拡大防止等に向け、一部会場を除き無観客による開催

(1) 第32回オリンピック競技大会（2020/東京）

開催期間 2021年7月23日（金）～8月8日（日）

競技数 33競技

(2) 東京2020パラリンピック競技大会

開催期間 2021年8月24日（火）～9月5日（日）

競技数 22競技

3 墨田区での実施競技

ボクシング（競技会場 国技館、公式練習会場 墨田区総合体育館）

4 大会に向けた本区の取組

(1) 大会の成功

聖火リレーや競技会場周辺の取組のほか、大会輸送、危機管理対応など、大会の成功に向けて全庁連携態勢で大会組織委員会及び東京都と調整を行った。

(2) 気運醸成

国技館でのボクシング競技開催を広く周知するため、区ゆかりの漫画家ちばて

つや氏によって描かれた「あしたのジョー」を活用したPRを展開した。

また、節目を捉えたイベント等でVR（バーチャル・リアリティ）ボクシングや各種競技体験を行い、区民の気運を醸成する取組を行った。

(3) レガシーの構築

オリンピックやパラリンピックの理念を踏まえ、共生社会の実現等を目指し、庁内推進本部を中心にレガシーの構築に向けた取組を行った。

また、大会を契機とした本区の活性化に向けて、区民、区内関係団体、区が連携した地域協議会を設置し「オールすみだ」での取組を実施してきたほか、オリンピック・パラリンピックに向けて区独自にボランティアを募り、オリンピック・パラリンピック関連イベント等への従事により、ボランティアマインドの醸成を図った。

このほか、ボクシング競技が墨田区内を競技会場として実施されることを契機に「一般社団法人日本ボクシング連盟」と連携協力協定を締結し、ボクシングの気運醸成及び普及啓発並びに体力向上及び健康増進を図った。

5 主な実施事業

(1) 聖火リレー

東京都聖火リレー実行委員会は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて、オリンピック聖火リレー、パラリンピック聖火リレーの公道でのリレー実施を見合わせ、各走行予定日にセレブレーション会場にて、点火セレモニーのみを実施した。

ア オリンピック聖火リレー

- ・期間 2021年3月25日（木）～7月23日（金）
- ・墨田区走行予定日 2021年7月19日（月）
- ・走行予定ルート
 - ①東京スカイツリー®SKYTREE TERRACE（特殊区間）
 - ②（出発地）墨田区立隅田公園＜ミニセレブレーション含む＞
（到着地）国技館（両国駅広小路前）

- ・点火セレモニー実施場所
荒川区 南千住野球場

イ パラリンピック聖火リレー

- ・期間 2021年8月17日（火）～8月24日（火）
- ・墨田区走行予定日 2021年8月21日（土）
- ・走行予定ルート

(出発地) 都立墨田特別支援学校<ミニセレブレーション含む>

(到着地) すみだ福祉保健センター

- ・ 点火セレモニー実施場所

江戸川区 都立葛西臨海公園第三駐車場

ウ 採火式

- ・ 実施日 2021年8月20日(金)

- ・ 実施場所 社会福祉法人興望館

エ 聖火ビジット

新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえて中止した。

- ・ 実施予定日 2021年8月20日(金)

- ・ 実施予定場所 社会福祉法人興望館

(2) ホストタウン

ア 相手国

ボリビア多民族国

イ 登録日

2020年10月

(3) コミュニティライブサイト

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せないことから、2021年6月上旬に中止を決定した。

ア 開催予定期間

2021年7月23日(金)～8月8日(日)、8月24日(火)～9月5日(日)

イ 開催予定場所

東京スカイツリータウン®スカイアリーナ

ウ 実施予定内容

映像による競技観戦、競技体験、ステージイベント、主催者展示、飲食売店

第12節 多文化共生の推進

1 はじめに

本区における外国人住民の数は約 12,000 人前後で推移していたが、令和 4 年度から増加傾向がみられ、令和 7 年 4 月 1 日現在、17,035 人の外国人が暮らしている。

外国人との交流は、日常的で、地域に密着したものとなっている中、外国人にとっても住みやすい「多文化共生」のまちづくりが課題となっていることから、区では、外国人住民が日本語を習得するための支援策として、日本語ボランティアの養成を行うほか、外国人住民にも伝わるよう工夫した「やさしい日本語」を普及啓発していく。

2 実施事業

多文化共生の推進等を目的として、次の事業を展開している。

(1) 日本語ボランティア養成講座の実施

外国人住民が日本で安心して日常生活を送るには、日本語の習得が必須であることから、外国人に対して日本語を教えるボランティアを養成する、日本語ボランティア養成講座を行う。

(2) 「やさしい日本語」の導入と普及啓発

外国人住民にも情報が正しく伝えられるよう「やさしい日本語」の導入と普及啓発を図る。

(3) 通訳翻訳ボランティアの登録

ボランティアで協力していただける通訳者及び翻訳者を登録し、区からの要望に応じて、区の国際交流及び多文化共生の推進に資する事業などに活用している。

(4) 外国人向け刊行物の作成

区内在住外国人の生活の利便に資するため、外国語による生活便利帳（英語・中国語・ハングル）を配布している。

第13節 国内外都市との交流

1 はじめに

海外の都市との交流については、自然や都市景観の類似性や歴史上のつながり、人の交流や文化の接点等何らかの「縁」があり、双方の住民がその「縁」を大きく育てていきたいという、共通の願いをもつことが大切である。このような趣旨に基づき、昭和 61 年以来、中国北京市石景山区との間で相互表敬訪問や情報交換を続けている。平成 6 年度からは相互書画写真展の開催、7 年度からは小学校・中学校同士の作品交換も始まり、区民レベルの交流でも、サッカー、バドミントン及び卓球チームの石景山区訪問、友好試合の開催など活発に行われるようになった。

このような実績の上に立ち、平成 9 年 12 月 13 日、区制施行 50 周年を記念し、石景山区との間で「友好交流・協力協定」を締結し、文化、教育、スポーツ等幅広い分野において、区民の自主的な友好交流をより一層進めていくこととした。

また、韓国ソウル特別市西大門区とは、十年余にわたる行政間の情報・意見交換や少年サッカー交流をはじめとした区民交流の実績を踏まえ今後更なる両区の発展に資するため、平成 15 年 10 月 3 日に「友好都市に関する協定」を締結し、民間主体の交流を推進していくこととなった。

そのほか、フランスパリ市 7 区とは、平成 24 年度「パリ市 7 区写真展」（墨田区役所）、「墨田区写真展」（パリ市 7 区庁舎）が、それぞれ開催されたことを皮切りに、文化交流事業を継続的に実施している。令和 6 年度は、11 月にすみだ北斎美術館講座室において、パリ 2024 オリンピックにおけるパリ市 7 区の取り組みなどを紹介する展示が行われた。

また、東京 2020 大会でホストタウンで交流のあったボリビア多民族国の文化を紹介する交流事業を、10 月のすみだまつりで実施した。

国内においては、「姉妹都市」として、隣区の台東区と桜橋の建設をきっかけに昭和 52 年 4 月 10 日に「姉妹区提携」の宣言を行った。「友好都市」としては、葛飾北斎の作品にかかわる交流・情報交換を続けていた長野県小布施町との間で、平成 8 年 5 月 1 日に「友好協力協定」を締結した。また、「都市と農村交流事業」等子どもたちの交流で実績のあった山形県朝日村（平成 17 年 10 月 1 日以降は市町村合併により鶴岡市）との間で、平成 9 年 7 月 14 日に「友好協力協定」を締結した。

さらに、校外学習施設「あわの自然学園」の開設をきっかけにスポーツなどの住民交流を進めてきた栃木県鹿沼市との間で、平成24年10月13日に「友好交流・協力協定」を締結した。

2 実施事業

(1) 海外友好都市との交流活動支援

区の海外友好都市（中国北京市石景山区・韓国ソウル特別市西大門区）との相互理解を深め、国際親善に資する墨田区民の自主的な国際交流活動を支援・育成することを目的に、国際交流活動を行う区内の民間団体が区の海外友好都市と国際交流事業を実施する際に、事業経費の一部を助成している。また、フランスパリ市7区とは断続的に、文化交流事業を実施している。

(2) 海外等からの訪問者対応

区及び区民の海外との交流が活発化するにつれ、自治体職員をはじめ各種交流事業に関連して海外からの訪問者が増えている。これらの方々の表敬訪問、庁内・区内視察等への対応を通じて、区の概要をはじめ、歴史、文化、観光等の情報を提供している。

(3) 国内交流都市との交流

パネル展の実施や小布施町との間の都市農村交流事業など、様々な場を通して、交流を推進している。

第14節 そ の 他

1 墨田区土地開発公社

墨田区は、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）に基づいて、昭和57年10月、墨田区土地開発公社を設立した。

この墨田区土地開発公社は、区との協議により、区の債務保証を条件として、民間金融機関からの融資を受け、まちづくり用地、学校用地等の公共用地・公用地の先行取得の促進を図ることはもとより、取得用地の管理や処分等も行っている。

2 特別区事務組合

地方公共団体は、財政や事務処理の能率を図るため、事務を共同して処理するための組合を設けることができることになっている。組合は、共同処理の内容によって一部事務組合と広域連合に分けられる。

現在、東京23区は規約により、「特別区人事・厚生事務組合」「特別区競馬組合」「東京二十三区清掃一部事務組合」の三つの一部事務組合を設け、事務の共同処理を行っている。これらの組合は、普通の地方公共団体と同様、それぞれ議決機関、執行機関を持ち、各区の区長及び区議会議長がその任にあたっている。

特別区人事・厚生事務組合

特別区（長）の権限に属する事務の一部を共同して処理するため、23区で構成する一部事務組合として、昭和26年8月設立された。設立の契機は、昭和25年に公布された地方公務員法の規定により特別区の固有職員のため人事委員会を設置することが義務づけられたためであり、特別区は共通の事務を効率的に執行するため共同処理することとした。当初の名称は「特別区人事事務組合」であったが、その後、数次にわたり共同処理事務の拡大があり、それに伴い名称も変更され、機能が拡充されてきた。

昭和50年4月には、地方自治法の一部が改正され、特別区の自治権が拡充されたことに伴い大幅な事務の拡大があり、また、昭和53年4月には地方公務員法の一部改正により特別区に人事委員会が設置できるようになり、共同処理することになった。

なお、現在、特別区人事・厚生事務組合の行っている共同処理事務の主な内容は次のとおりである。

- (1) 人事委員会に関する事務
- (2) 共同研修に関する事務
- (3) 職員の人事交流に係る連絡調整に関する事務
- (4) 職員の勤務条件の基準に関する事務
- (5) 区立幼稚園の園長及び教員の採用及び昇任に係る選考並びに共同研修に関する事務
- (6) 非常勤職員の公務災害補償に関する事務の一部
- (7) 生活保護法に定める更生施設及び宿所提供施設並びに社会福祉法に定める宿泊所の設置及び管理に関する事務
- (8) 特別区が東京都と共同で実施する路上生活者対策事業に関する事務の一部
- (9) 行政事件訴訟等に関する事務
- (10) 係争事件及び係争のおそれのある事件についての法的意見に関する事務

特別区競馬組合

戦後の各区の財政事情緩和のための財源対策として23区が共同して競馬法による競馬を行うため、昭和25年10月に組合が設けられた。従来、開催業務を都に委託し、都等と共同で開催していたが、昭和48年3月末日をもって、一切の都営公営競技が廃止されたため、48年度から特別区単独で開催している。昭和60年6月には競馬法施行令の一部改正によりナイトー競馬の開催が認められ、翌年7月31日から実施している。品川区大井競馬場において開催される競馬の収益金は各区に均等に配分され、社会福祉の増進、教育文化の発展等の施策に必要な財源の一部となっている。

東京二十三区清掃一部事務組合

平成12年4月1日、23区の清掃事業は東京都から特別区に事務移管され、ごみ及びし尿の収集・運搬は各特別区が行い、ごみの中間処理（焼却、破碎等）及びし尿の下水道投入は特別区が共同処理をしている。東京二十三区清掃一部事務組合は、この共同処理を行う機関として設立された。主な事務は、可燃ごみの焼却処理、焼却灰のセメント化等の処理、不燃・粗大ごみの処理、し尿等の処理、清掃工場等の施設整備・管理運営である。

③ 東京都後期高齢者医療広域連合

東京都後期高齢者医療広域連合は「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、都内62区市町村の後期高齢者医療制度の事務を共同処理（保険料の徴収

等は各区市町村が実施) するため、平成19年3月に設立された。主な事務は、医療制度の運営主体として財政運営の責任を負うとともに、保険料率の決定、保険料賦課、被保険者の資格管理、保険給付、審査手続等がある。

4 統計調査

統計調査は、各行政施策の基礎資料を作成、提供することを目的に行っている。統計法に基づく国の基幹統計のうち、次の表の調査は、区が直接、その統計事務に従事している。調査票への記入内容は、法により統計作成の目的以外には使用できないことになっている。

区が調査を行っている基幹統計調査

調 査 名	調査周期	調 査 対 象
国 勢 調 査	5 年	日本国内に居住する世帯
経済センサス - 活動調査 〃 基礎調査 (甲調査) (乙調査)	5 年 活動調査中間年 活動調査実施 年を除く毎年	農林漁家等を除く全ての事業所 農林漁家等を除く全ての民営事業所 国及び地方公共団体の事業所
住 宅 ・ 土 地 統 計 調 査	5 年	国勢調査区の中から国が抽出した調査区に設定した単位区内にある住宅
就 業 構 造 基 本 調 査	5 年	国勢調査区の中から国が抽出した調査区に居住する世帯の15歳以上の常住世帯員
全 国 家 計 構 造 調 査 (旧：全国消費実態調査)	5 年	国勢調査区の中から国が抽出した調査区に設定した単位区内に居住する世帯
農 林 業 セ ン サ ス	5 年	農業経営体及び林業経営体
学 校 基 本 調 査	毎年	小学校、中学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園、専修学校、各種学校及び特別支援学校(※)
人 口 動 態 調 査	毎年	「戸籍法」及び「死産の届出に関する規程」により届け出られた出産・死亡・婚姻・離婚及び死産の全数
国 民 生 活 基 礎 調 査 (大規模調査) (小規模調査)	3 年 大規模調査 中間年	国勢調査区の中から国が抽出した調査区に居住する世帯及び世帯員
患 者 調 査	3 年	500床以上の全ての医療施設及び全国から無作為抽出された医療機関
医 療 施 設 調 査 (医療施設動態調査)	毎月	医療法に基づく開設・廃止・変更等の届出を受理または処分した医療施設
(医療施設静態調査)	3 年	調査時点で開設している全ての医療施設

※ 各種学校と特別支援学校は私立のみ。

5 墨田区長の資産等公開

政治倫理を確立して公正な区政を推進することは、区長の責務である。その期待と信頼にこたえていくために区長の資産等を公開し、職務執行の公正と区長自身の高潔性をあきらかにするため「政治倫理の確立のための墨田区長の資産等の公開に関する条例」が、平成7年9月に制定施行された。この条例に基づいて「資産等報告書」、「資産等補充報告書」、「所得等報告書」、「関連会社等報告書」を区民情報コーナー、総務部総務課で公開している。

